

電気機械器具関係製造業最低工賃 都道府県労働局別決定状況

労働局名	現行最低工賃改正日	件名等	品目	工程	規格	金額	備考
青森	令和5年5月1日	電気機械器具	コネクター	差し (コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう)	1端子ごとに差すもの	100端子につき 28円45銭	953円(C) R3.5.1 26円45銭 H29.5.1 23円88銭
					連続端子となっているもの	100回につき 61円14銭	R3.5.1 56円84銭 H29.5.1 51円32銭
岩手	令和3年6月1日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	コネクター端子差し (電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 37銭	952円(C) 当時自動車用ワイヤーハーネス1個につき H28.5.18 69銭 H23.4.27 54銭
					自動車用以外のもので、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 31銭	
宮城	令和4年4月15日	電気機械器具	コネクター	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 53銭	973円(B) H30.5.2 48銭 H27.4.30 45銭
					リード線について行うもの	1ピンにつき 41銭	H30.5.2 37銭 H27.4.30 34銭
福島	令和5年5月1日	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス	コネクター差し	電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう		1端子につき 36銭	955円(B) R2.9.1 32銭 H29.5.1 29銭
茨城	令和4年11月1日	電気機械器具	リード線又はシールド線	端子加工 (リード線又はシールド線の端子をハウジング(カブラー又はコネクター)に差し込むことをいう。)		1ピンにつき 48銭	1,005円(B) H16.4.1 40銭
栃木	令和6年4月20日	電気機械器具	コネクター	差し (電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭	1,004円(B) H20.4.20 40銭
群馬	平成25年5月15日	電気機械器具	コネクター	差し (コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 58銭	985円(B)
東京	令和4年12月24日	電気機械器具	コネクター	差し (リード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)		1端子につき 83銭	1,163円(A) R1.7.31 80銭 H19.2.10 75銭
神奈川	平成30年4月26日	電気機械器具	コネクター	差し (コネクターの指定の位置にリード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう)	リード線について行うもの	1か所につき 58銭	1,162円(A) H18.3.29 50銭
					1しんのシールド線について行うもの	1か所につき 63銭	H18.3.29 54銭
					2しんのシールド線について行うもの	1か所につき 66銭	H18.3.29 57銭
富山	令和5年4月28日	電気機械器具	コネクター	差し (電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)		1端子につき 30銭	998円(B)
山梨	令和5年4月12日	電気機械器具	コネクター	差し (リード線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)		1端子につき 56銭	988円(B) R2.12.30 51銭 H29.5.5 47銭
長野	令和6年4月25日	電気機械器具	自動車用ワイヤーハーネス	コネクター差し (電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)	長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1ピンにつき 60銭	998円(B) H19.9.28 46銭
静岡	令和5年5月5日	車両電気配線装置	カブラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 30銭	1,034円(B) H26.4.25 23銭
					15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 46銭	H26.4.25 39銭
					50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 53銭	H26.4.25 45銭
					2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 65銭	H26.4.25 55銭

労働局名	現行最低賃金改正日	件名等	品目	工 程	規 格	金 額	備 考
愛知	令和6年8月2日	車両電気配線装置	カブラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 47銭	1,077円(A) H30.3.25 40銭 H24.3.17 36銭
					20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 58銭	H30.3.25 49銭 H24.3.17 43銭
					50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 68銭	H30.3.25 58銭 H24.3.17 50銭
					2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 78銭	H30.3.25 66銭 H24.3.17 57銭
三重	平成30年11月18日	車両電気配線装置	カブラー差し	カブラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。	長さが500mm以下の電線について行うもの。	1本につき 58銭	1,023円(B) H27.4.23 52銭
					長さが500mmを超え1,500mm以下の電線について行うもの。	1本につき 66銭	H27.4.23 60銭
					長さが1,500mmを超える電線について行うもの。	1本につき 76銭	H27.4.23 69銭
兵庫	平成18年3月10日	電気機械器具	ワイヤーハーネス (リードコネクター)	ハウジング入れ (カブラー差し)	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子につき 51銭	1,052円(B)
					50センチメートルを超える電線について行うもの	1端子につき 56銭	
島根	平成15年7月6日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	差し (カブラーの指定の位置に電線の末端に取付けられた端子を差し込むことをいう。)	長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1端子につき 40銭	962円(B)
岡山	令和4年7月1日	車両電気配線装置	先ハメ	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタ(非防水タイプに限る)に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 37銭	982円(B) 当時カブラー差し H30.3.1 35銭 H23.3.1 32銭
					20センチメートルを超えて50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 43銭	H30.3.1 41銭 H23.3.1 37銭
					50センチメートルを超えて2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 53銭	H30.3.1 50銭 H23.3.1 45銭
					2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 61銭	H30.3.1 58銭 H23.3.1 52銭
広島	平成15年5月24日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	コネクタの挿入 (コネクタの指定の位置にリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むものをいう。)	自動車用で長さが1500ミリメートル以下の電線について行うもの	1か所につき 41銭	1,020円(B)
					自動車用で、長さが1500ミリメートルを超える電線について行うもの	1か所につき 47銭	
					自動車用以外の電線について行うもの	1か所につき 29銭	
熊本	令和5年4月22日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	カブラー差し (電線の末端に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう。)	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 55銭	952円(C) H18.4.9 43銭
大分	平成12年9月15日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	カブラー差し (カブラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。)	長さが50センチメートルを超え、2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 52銭	954円(C)
宮崎	令和1年5月16日	ワイヤーハーネス	カブラー差し	電線の末端に取り付けられた端子を、カブラーに差し込むことをいう	50センチメートル以下の電線について行うもの	1穴につき 36銭	952円(C) H17.5.19 31銭
					50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1穴につき 39銭	H17.5.19 34銭
鹿児島	令和4年12月22日	電気機械器具	ワイヤーハーネス	カブラー差し (電線の末端に取り付けられている端子をカブラーに差し込む作業)	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	(1本につき) 50銭	953円(C) H16.3.11 42銭